

【厚生労働省】

- 入国者に対する検疫業務
(直接行政サービス事業：直接型)
- 薬剤師国家試験事業
(直接行政サービス事業：直接型)
- 養育費相談支援センター事業
(直接行政サービス事業：直接型)
- 国立看護大学校事業
(直接行政サービス事業：間接型)
- 骨髄移植対策事業
(直接行政サービス事業：間接型)
- 糖尿病性腎症患者の重症化予防事業
(直接行政サービス事業：間接型)
- 労災保険給付業務
(資源配分事業：直接型)
- 失業等給付関係業務
(資源配分事業：直接型)

- 特別児童扶養手当給付事業
(資源配分事業：直接型)

(入国者に対する検疫業務)

【厚生労働省】入国者に対する検疫業務

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(143)

業務の概要

入国者に対する検疫業務は、我が国に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するために、検疫法に基づいて、外国から来航した船舶、航空機及びその乗組員、乗客に対して、病原体の有無に関する調査や診察などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留及び消毒等の措置を講じるといった、一連の業務並びに港湾区域の衛生措置を行う事業です。

フルコスト 35.0億円

(内訳)

人にかかるコスト	26.3億円
物にかかるコスト	0.2億円
庁舎等(減価償却費)	0.7億円
事業コスト	7.7億円

(参考)自己収入 1.6億円

単位当たりコスト

検疫実施者1人当たりコスト: 59円

(参考)単位: 検疫実施者数 59,334,843件

国民1人当たりコスト: 27円

(参考)単位: 総人口 126,443,180人

○検疫の実施



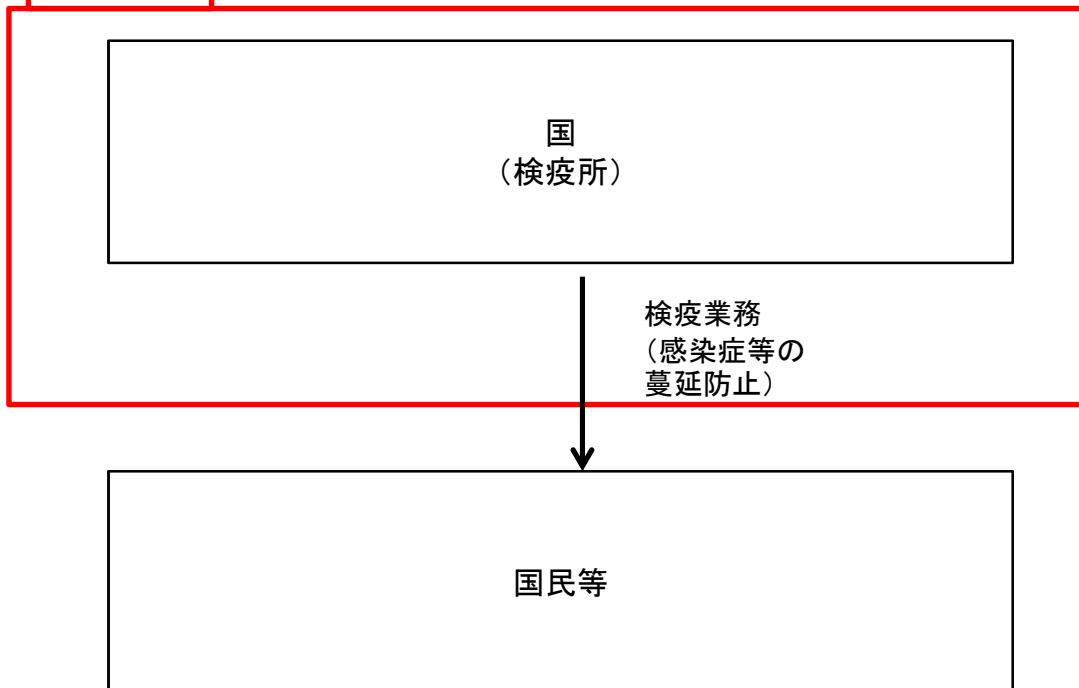
【検疫検査場】



【サーモグラフィによる確認】

入国者に対する検疫業務の流れ

フルコスト



(薬剂师国家試験事業)

【厚生労働省】薬剤師国家試験事業

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(0052)

事業の概要

薬剤師国家試験事業は、薬剤師になろうとする者が薬剤師として必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、試験委員会の事務局として、委員会の運営、試験問題の作成、受験願書の受付及び筆記試験を実施しています。

フルコスト 1.3億円

(内訳)

人にかかるコスト	0.1億円
物にかかるコスト	0.0億円
庁舎等(減価償却費)	0.0億円
事業コスト	1.1億円

(参考)自己収入 1.0億円

単位当たりコスト

出願者1人当たりコスト: 8,508円

(参考)単位: 出願者数 15,796件

国民1人当たりコスト: 1円

(参考)単位: 総人口 126,443,180人



薬剤師国家試験事業の流れ

試験スケジュール

受験申込受付

筆記試験

合格発表

合格証作成・交付

免許登録

免許証作成・交付

国
(厚生労働省
事務局)

運営

試験委員会

・ 申込書の受付

試験問題の作成

・ 筆記試験の実施

・ 合格発表

・ 合格証作成・交付

フルコスト合計

(養育費相談支援センター事業)

【厚生労働省】養育費相談支援センター事業

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(0670)

業務の概要

養育費相談支援センター事業は、ひとり親家庭からの養育費等に関する相談への対応、地方公共団体に設置されている母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費等に関する対応が困難な事例への支援や、母子家庭等就業・自立支援センターの職員等、地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施、ホームページやパンフレット等の作成、セミナーの開催による情報提供を実施しております。

フルコスト 5,570万円

(内訳)

人にかかるコスト	142万円
物にかかるコスト	13万円
庁舎等(減価償却費)	36万円
事業コスト	5,378万円

(参考)自己収入 一万円

単位当たりコスト

相談1件当たりコスト: 7,411円

(参考)単位: 養育費相談支援センターで
受けた相談件数 7,516件

国民1人当たりコスト: 0.4円

(参考)単位: 総人口 126,443,180人



【養育費・面会交流に関するパンフレット】



【全国母子・父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会】

養育費相談支援センター事業の概要

フルコスト

厚生労働省

- 養育費相談支援センター事業の業務内容の企画・立案
- 養育費相談支援センター事業の実施に係る契約業務
- 事業委託費の交付業務
- 事業運営委員会への参加(オブザーバー)等

委託

民間団体

((公社)家庭問題情報センター)

- 養育費や面会交流に係る各種手続き等に関する分かりやすい情報の提供(ホームページへの掲載、パンフレット等の作成)
- 地方公共団体等において養育費等相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- ひとり親家庭等からの電話、メールによる相談対応

困難事例の相談

・研修
・サポート

養育費の請求手
続き等の相談

相談への回答

地方公共団体

ひとり親家庭等

(国立看護大学校事業)

【厚生労働省】国立看護大学校事業

本事業に関連する平成30年度の行政事業レビューシートの事業番号(0106-06)

事業の概要

国立看護大学校事業は、国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行っています。具体的には、高度な臨床看護実践能力、臨床看護研究能力を備えた看護師・助産師の育成、先端医療の現場や国際医療協力の場で活躍できる看護師・助産師の養成、国立高度専門医療研究センターにおける臨床看護研究の支援や将来の幹部看護職員の育成等を行っています。

フルコスト 10.9億円

うち国におけるフルコスト (内訳)	うち国立看護大学校におけるフルコスト (内訳)
人にかかるコスト 一億円	業務費用(人件費) 6.3億円
物にかかるコスト 一億円	引当外賞与見積額 一億円
庁舎等(減価償却費) 一億円	業務費用(人件費以外) 3.1億円
事業コスト 一億円	損益外減価償却相当額 1.4億円
	損益外減損損失相当額 一億円
(参考)自己収入 一億円	(参考)自己収入 3.0億円



国立看護大学校校舎



モデル人形を使用した小児看護学の学内演習

単位当たりコスト

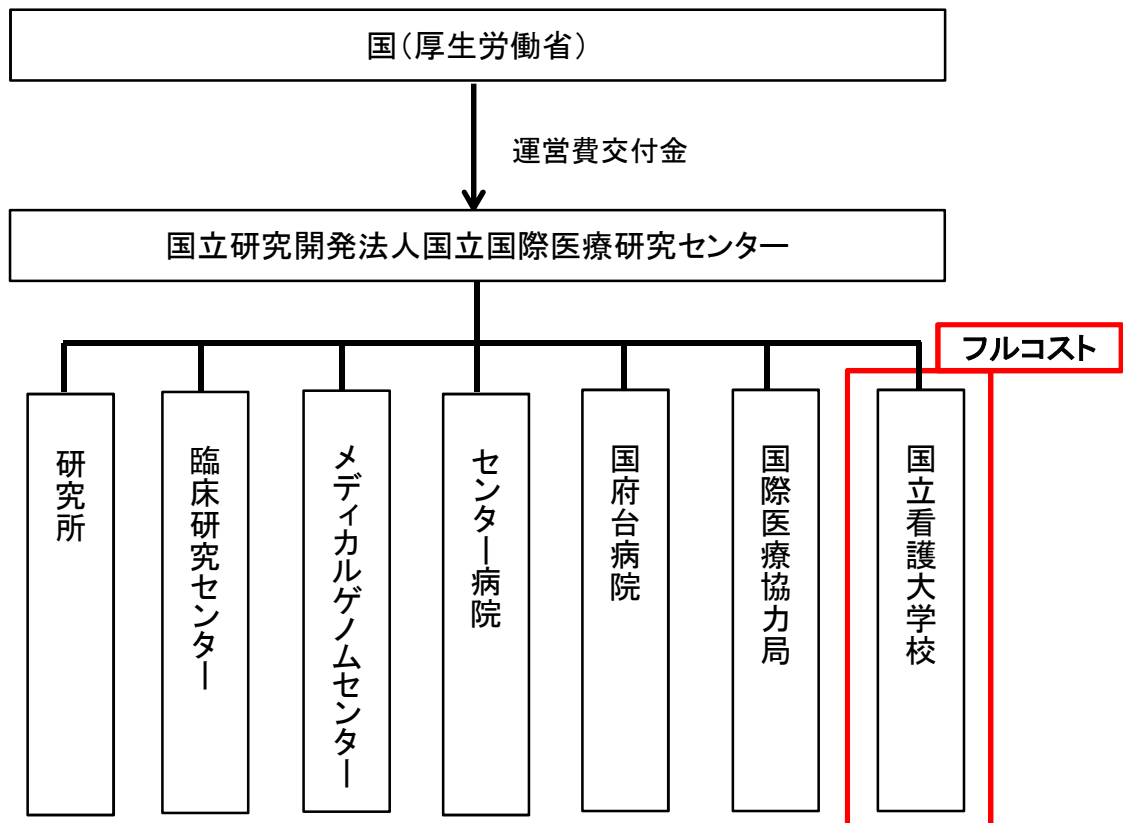
学生1人当たりコスト: 239.3万円

(参考)単位: 学生数 456人

国民1人当たりコスト: 8円

(参考)単位: 総人口 126,443,180人

国立看護大学校事業の流れ



(骨髓移植対策事業)

【厚生労働省】骨髄移植対策事業

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(181)

事業の概要

骨髄移植対策事業は、白血病等に対する有効な治療法の一つである造血幹細胞移植のうち、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植に関して、法に基づく「あっせん事業者」である公益財団法人日本骨髄バンクが、患者・ドナー・医療機関を結ぶコーディネート業務、ドナーを募るための普及啓発等を実施することにより、骨髄移植等の円滑な推進を図るものです。

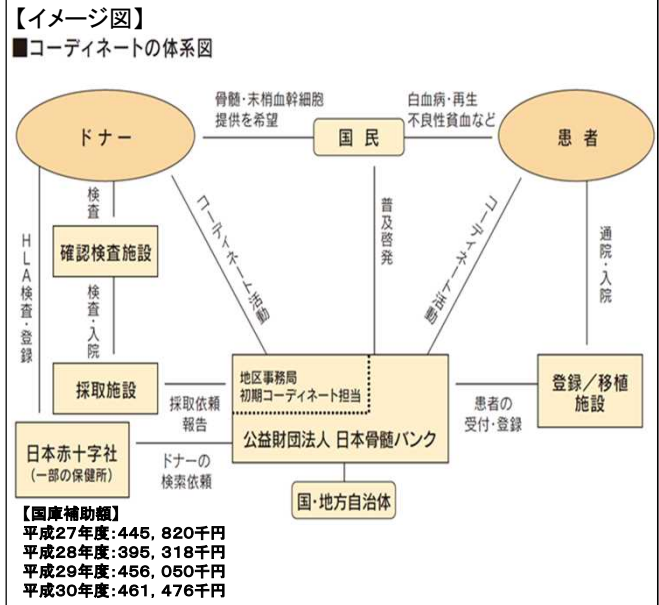
フルコスト 14.8億円

うち(公財)日本骨髄バンク		うち(公財)日本骨髄バンク	
うち国におけるフルコスト (内訳)	0.1億円	におけるフルコスト (内訳)	14.6億円
人にかかるコスト	0.1億円	人件費	5.8億円
物にかかるコスト	0.0億円	人件費以外	8.8億円
庁舎等(減価償却費)	0.0億円		
事業コスト	一億円	(参考)自己収入	10.4億円
(参考)自己収入	一億円		

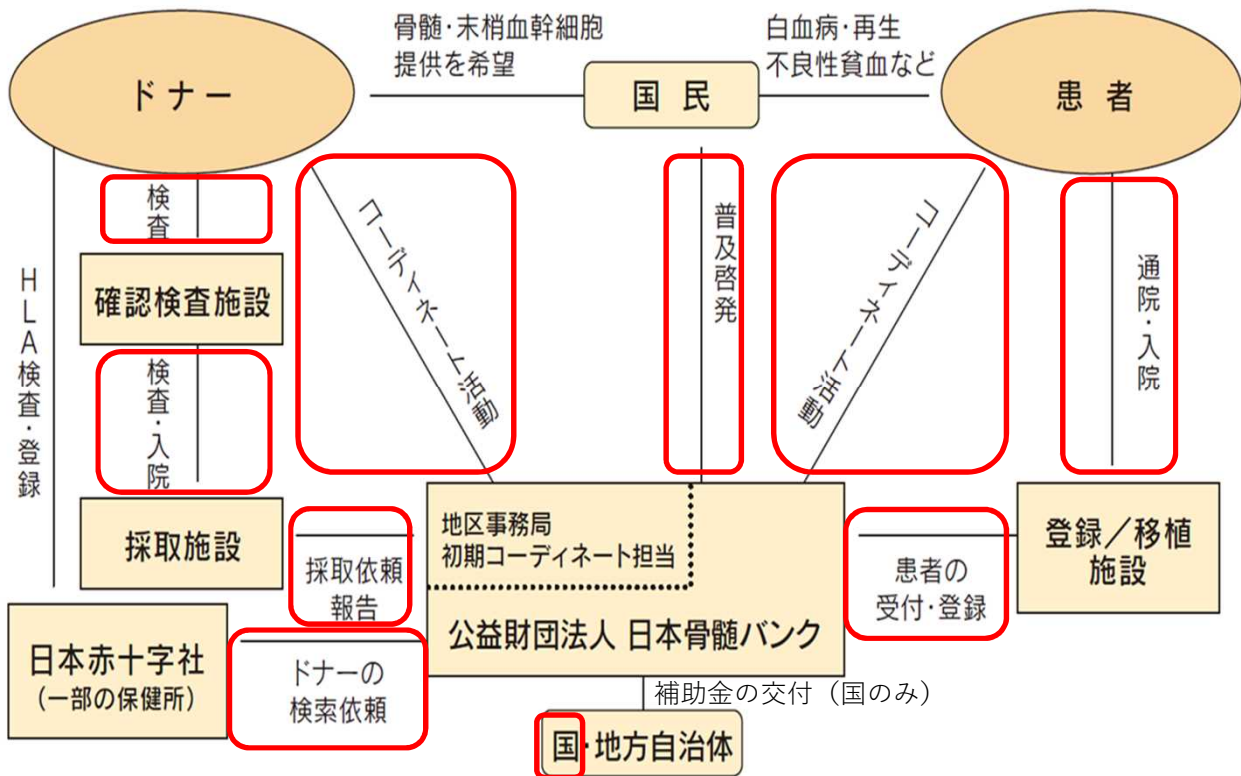
単位当たりコスト

非血縁者間骨髄等移植
実施1件当たりコスト: 122.3万円
 (参考)単位: 非血縁者間骨髄等移植実施数 1,214件

国民1人当たりコスト: 12円
 (参考)単位: 総人口 126,443,180人



骨髄移植対策事業の流れ



フルコスト

(糖尿病性腎症患者の重症化予防事業)

【厚生労働省】糖尿病性腎症患者の重症化予防事業

本事業に関連する平成30年度の行政事業レビューシートの事業番号(0251)

事業の概要

糖尿病性腎症患者の重症化予防事業は、糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者実施する、医療機関と連携した保健指導等を支援する事業です。

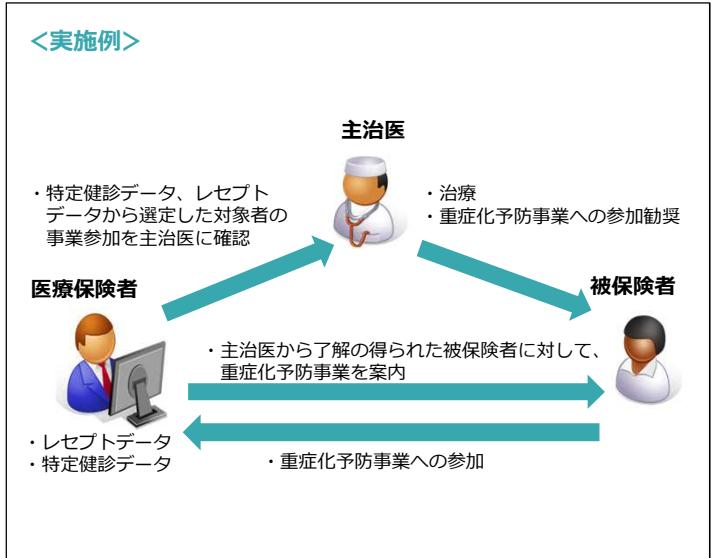
フルコスト 9,653万円

うち国におけるフルコスト	278万円	うち健康保険組合・全国健康保険協会におけるフルコスト	9,374万円
(内訳)		(内訳)	
人にかかるコスト	213万円	人件費	379万円
物にかかるコスト	17万円	人件費以外	8,995万円
庁舎等(減価償却費)	47万円		
事業コスト	－万円	(参考)自己収入	－万円
(参考)自己収入	－万円		

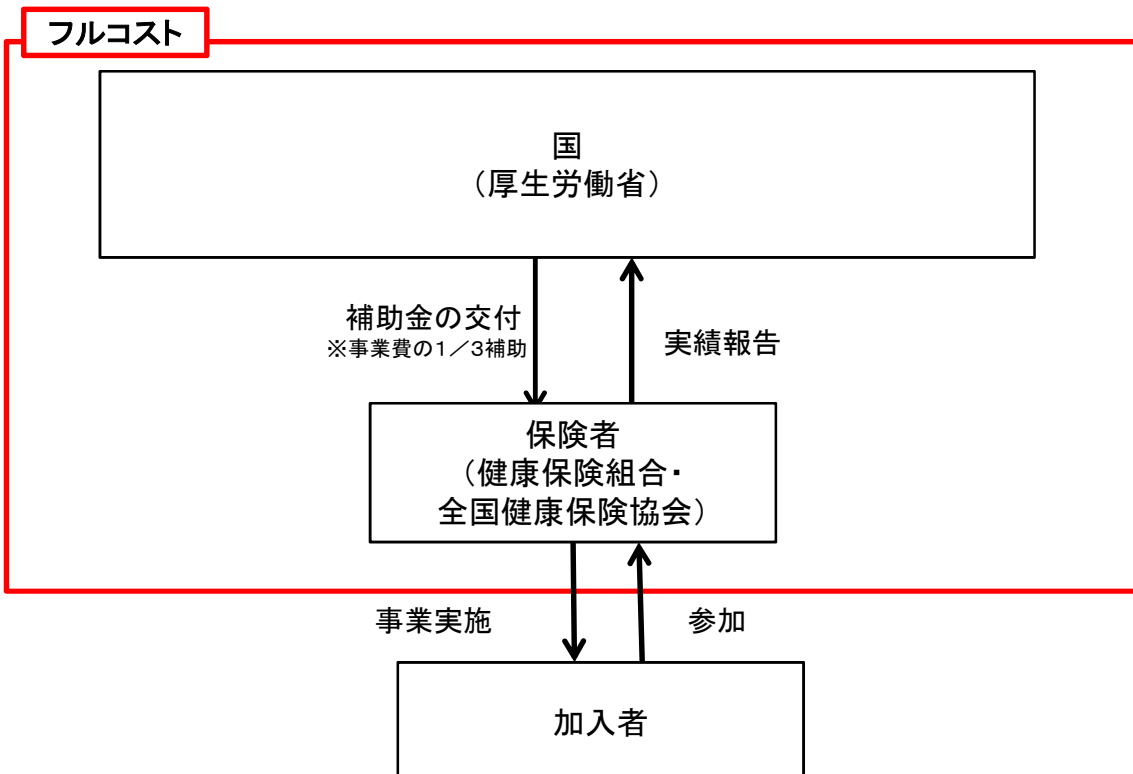
単位当たりコスト

実施対象者数当たりコスト: 57,497円
(参考)単位: 実施対象者数 1,679件

国民1人当たりコスト: 0.7円
(参考)単位: 総人口 126,443,180人



糖尿病性腎症患者の重症化予防事業の流れ



(労災保険給付業務)

【厚生労働省】労災保険給付業務

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(438)

業務の概要

労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者災害補償保険法に基づき、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行っています。

フルコスト 452.3億円

(内訳)

人にかかるコスト	134.7億円
物にかかるコスト	3.5億円
庁舎等(減価償却費)	15.9億円
事業コスト	298.0億円

(参考) 自己収入 一億円

単位当たりコスト

保険給付支払1件当たりコスト: 7,863円

(参考) 単位: 保険給付支払件数 5,752,582件

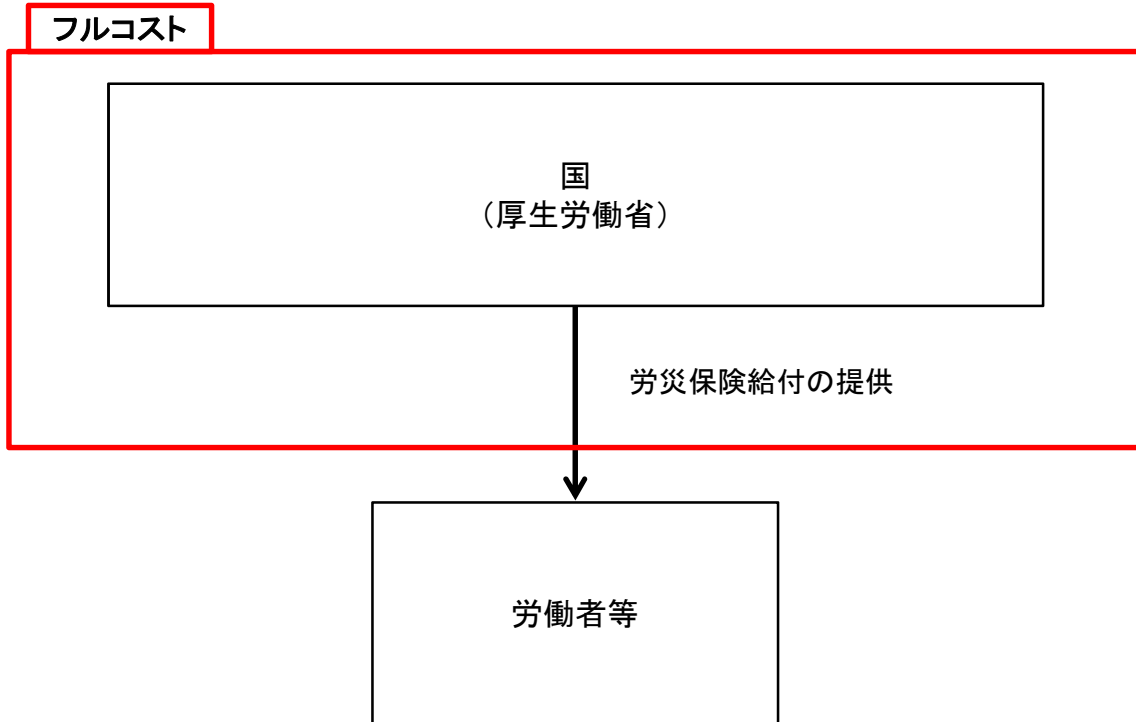
国民1人当たりコスト: 357円

(参考) 単位: 総人口 126,443,180人

労災保険給付の種類

療養(補償)給付	仕事や通勤が原因でケガをしたり病気にかかった場合、労災の指定医療機関において無料で治療を受けることができます(療養の給付)。やむを得ず指定医療機関以外で治療を受けた場合は、いったん治療費を負担いただき、あとで請求することにより負担した費用が支給されます(療養の費用の支給)。
休業(補償)給付	療養のため仕事を休み、賃金を受けていない場合に支給。
障害(補償)給付	障害等級に該当する障害が残った場合に支給。
遺族(補償)給付	仕事や通勤が原因で亡くなった方の遺族に支給。
葬祭料(葬祭給付)	亡くなった方の遺族や会社が葬祭を行った場合に支給。
傷病(補償)年金	療養開始後、一定期間を経過しても治癒(症状固定)せず、傷病等級に該当する場合に支給。
介護(補償)給付	介護が必要となった場合に、一定の要件のもと支給。
二次健康診断等給付	定期健康診断等(一次健康診断)で異常があった場合に、二次健康診断等を無料で受診。

労災保険給付業務の流れ



(失業等給付関係業務)

【厚生労働省】失業等給付関係業務

本事業に関連する平成30年度の行政
事業レビューシートの事業番号(0596)

業務の概要

失業等給付は雇用保険法に基づき、労働者(被保険者)が失業した場合、労働者(被保険者)が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者(被保険者)について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に全国の544カ所のハローワークにおいて支給の手続を行っています。

フルコスト 527.0億円

(内訳)

人にかかるコスト 152.3億円
物にかかるコスト 4.0億円
庁舎等(減価償却費) 10.3億円
事業コスト 360.3億円

(参考)自己収入 一億円

単位当たりコスト

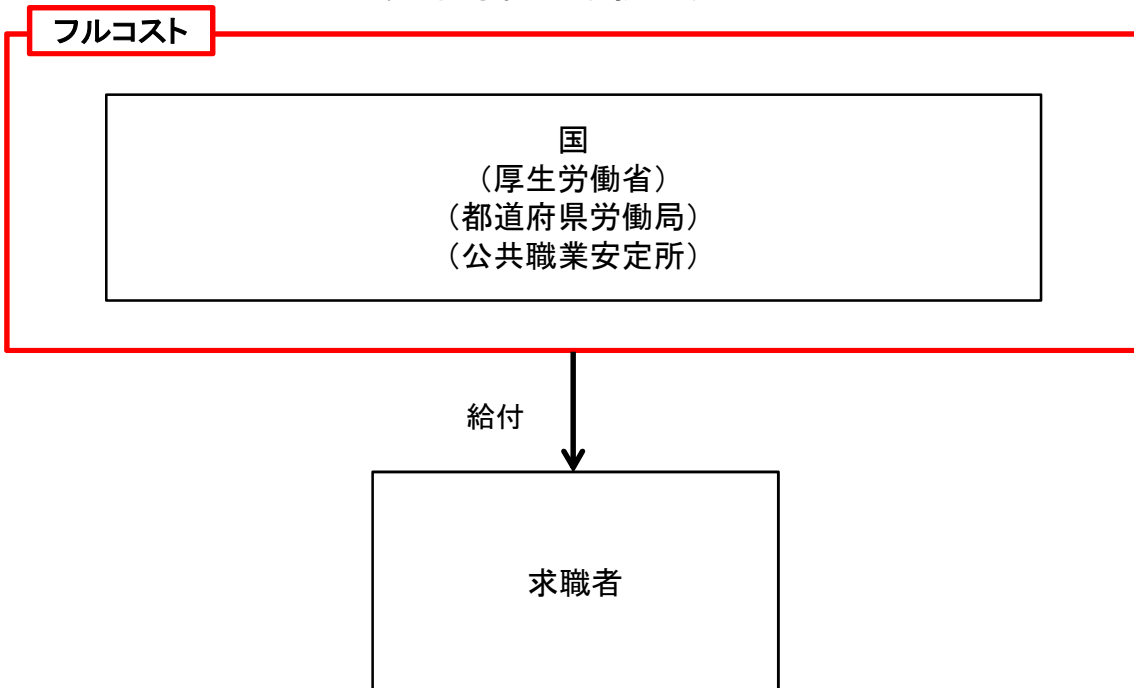
被保険者1人当たりコスト: 1,211円
(参考)単位:被保険者数 43,502千人

国民1人当たりコスト: 416円
(参考)単位:総人口 126,443,180人

失業等給付の種類

求職者給付	労働者(被保険者)が失業した場合に、その失業中の生活の安定を図ることを目的としています	一般求職者給付 下記以外の方に対して支給します 高齢求職者給付 65歳以上の方に対して支給します 特例求職者給付 季節労働者の方に対して支給します 日雇求職者給付 日雇労働者の方に対して支給します
	労働者(被保険者)が失業した場合に、その再就職を促進することを目的とし、早期に職業に就いた場合等に支給します	
	労働者(被保険者)が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に支給します	
雇用継続給付	労働者(被保険者)について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、その雇用の継続を図ることを目的としています	高齢雇用継続給付 60歳から賃金が低下した場合に支給します 育児休業給付 子を養育するための育児休業を行う場合に支給します 介護休業給付 家族を介護するための介護休業を行う場合に支給します

失業等給付業務の流れ



(特別児童扶養手当給付事業)

【厚生労働省】特別児童扶養手当給付事業

本事業に関連する平成30年度の行政事業レビューシートの事業番号(0732)

事業の概要

特別児童扶養手当給付事業は、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図るために、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づいて、20歳未満で精神又は身体に一定以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその養育者に対して手当を支給しています。

フルコスト 5,405万円

(内訳)	
人にかかるコスト	2,135万円
物にかかるコスト	213万円
庁舎等(減価償却費)	576万円
事業コスト	2,480万円

(参考)自己収入 -万円

単位当たりコスト

受給者(延べ)数1人当たりコスト: 17円
(参考)単位: 受給者(延べ)数 3,116,234人

国民1人当たりコスト: 0.4円
(参考)単位: 総人口 126,443,180人

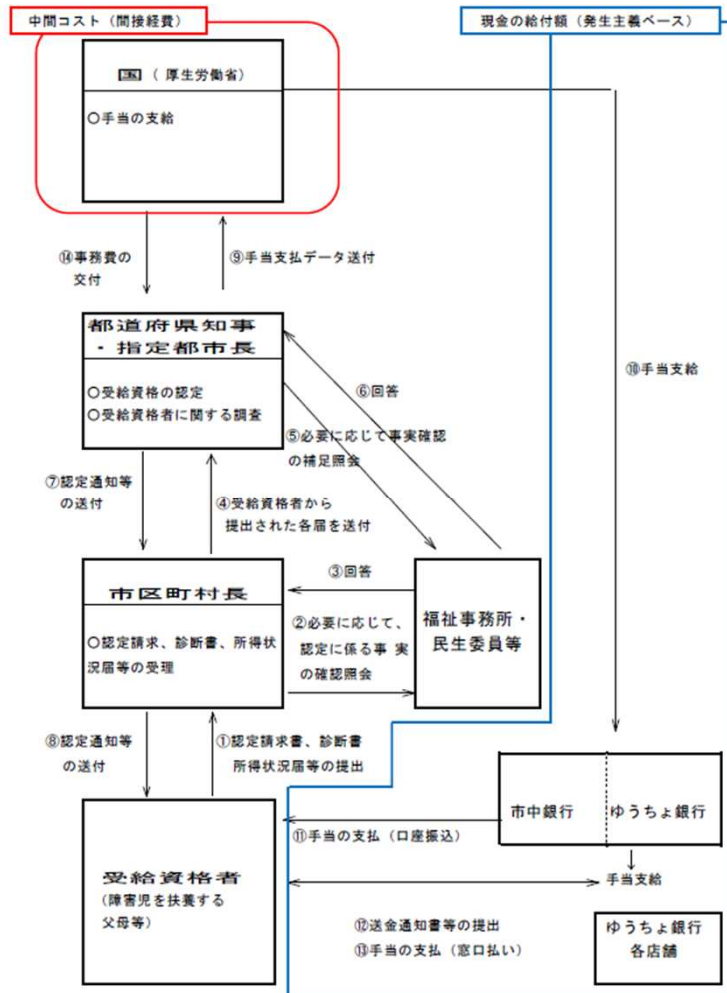
当該事業の概要図については「特別児童扶養手当支給事務の事務処理の流れ(概要)」を参照してください。

[手当支給額]

1級 51,700円 2級 34,430円(平成30年度手当月額<平成30年度8月定時払いより適用>)

※ 原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までを支給。なお、受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは支給停止。

特別児童扶養手当支給事務の事務処理の流れ(概要)



【参考】フルコストの算定方法について

フルコストの算定にあたっては、国家公務員給与等実態調査（人事院）等及び政策別コスト情報を活用して算定しております。

1. 人にかかるコスト

国家公務員給与等実態調査より算定した平均給与額等に、事業・業務に従事する各職員の概ねの業務量の割合を合計して算出した人員数を乗じて、当該事業・業務に係る「人にかかるコスト」を算出しております。

2. 物にかかるコスト

事業・業務が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額を事業・業務に配賦するにあたっては、事業・業務を所掌する部局等の各職員が携わる各事業・業務について概ねの業務量の割合を算出し、各職員の業務の割合を合計して「按分率」を算出し、当該按分率を「物にかかるコスト」の政策区分全体の総額に乗じて、当該事業・業務に係る「物にかかるコスト」を算出する方法によって配賦しております。

3. 庁舎等（減価償却費）

事業・業務が属する政策区分全体の「庁舎等（減価償却費）」の金額を事業・業務に配賦するにあたっては、事業・業務を所掌する部局等の各職員が携わる各事業について概ねの業務量の割合を算出し、各職員の業務の割合を合計して「按分率」を算出し、当該按分率を「庁舎等（減価償却費）」の政策区分全体の総額に乗じて、当該事業・業務に係る「庁舎等（減価償却費）」を算出する方法によって配賦しております。

4. 事業コスト

事業・業務に係る事業コストとして認識しているコストを計上しております。

5. 自己収入

入国者に対する検疫業務においては、海外渡航者を対象とした黄熱等の予防接種に係る手数料等を計上しております。

6. 現金の給付額（発生主義ベース）【「中間コスト（間接経費）」のみ】

国から交付された資金が最終的に国民等へ行き渡った金額を「発生主義ベース」で計上しております。

7. 国立看護大学校事業におけるフルコストの算定方法

国立看護大学校事業は、国立看護大学校を通じて行政サービスを実施していることから、国立看護大学校において事業を実施するにあたって発生したコストについて計上しております。

国立看護大学校における事業を実施するにあたって発生したコストについては、同校における「行政サービス実施コスト計算書」を活用して算定を行っております。

8. 骨髄移植対策事業におけるフルコストの算定方法

骨髄移植対策事業は、公益財団法人日本骨髄バンクを通じて行政サービスを実施して

いることから、公益財団法人日本骨髄バンクにおいて事業を実施するにあたって発生したコストについて計上しております。

公益財団法人日本骨髄バンクにおける事業を実施するにあたって発生したコストについては、同法人における「正味財産増減計算書」を活用して算定を行っております。

9. 糖尿病性腎症患者の重症化予防事業の算定方法

糖尿病性腎症患者の重症化予防事業は、健康保険組合、全国健康保険協会を通じて行政サービスを実施していることから、健康保険組合、全国健康保険協会において事業・業務を実施するにあたって発生したコストについて計上しております。

特記事項

- ※ 本資料における計数については、原則として百万円未満切り捨てで処理しております。「平成 28 年度個別事業のフルコスト情報の開示」において、四捨五入で表示していた一部の事業については、本資料における計数と相違しているものがあります。
- ※ 特別児童扶養手当給付事業のフルコストの算定に当たっては、地方自治体で行われている事務にかかるコストは除外されております。
- ※ 入国者に対する検疫業務については、「平成 29 年度 個別事業のフルコスト情報の開示」より配賦方法を見直し、平成 30 年 1 月 25 日に開催した財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会において了承された配賦方法により算定を行ったため、「平成 26 年度 個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した 26 年度の計数、「平成 27 年度 個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した 26 年度及び 27 年度の計数、「平成 28 年度 個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した 26 年度、27 年度及び 28 年度の計数と相違しています。
- ※ 労災保険給付業務、失業等給付関係業務及び特別児童扶養手当給付事業の「人にかかるコスト」については、「平成 29 年度 個別事業のフルコスト情報の開示」より算定方法を見直し、平成 30 年 1 月 25 日に開催した財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会において了承された算定方法により算定を行ったため、「平成 26 年度個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した 26 年度の計数、「平成 27 年度個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した 26 年度及び 27 年度の計数並びに「平成 28 年度個別事業のフルコスト情報の開示」において公表した 26 年度、27 年度及び 28 年度の計数と相違しています。
なお、「物にかかるコスト」、「庁舎等（減価償却費）」については、「平成 28 年度個別事業のフルコスト情報」と同様の算定方法としております。

各事業・業務等についての問い合わせ先

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 TEL 03-5253-1111（内線：7217）